

平成 20 年 9 月 24 日

厚生労働省 ヒアリング

1. 法定雇用率の増加
精神障害者の雇用はいまだに少なく他の障害者同様の雇用が急務である。
2. 絶対欠格条項及び相対欠格条項の廃止
一般の国民と同様な権利を保障すること。
3. 偏見・差別の撤廃
就労に関してもまだまだ精神障害者に対する偏見・差別がある。
偏見差別を法律的に禁止する必要がある。